

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から44年3月まで

私は、昭和46年9月ごろ、A町役場で転入手続を行った際、担当者から、「今なら、国民年金保険料をさかのぼって納めることができる。」と言われたので、36年4月にさかのぼって国民年金に加入した。その時、役場から、さかのぼって納付できる期間に係る国民年金保険料の納付書を作成してもらい、何回かに分けて、すべて納付したはずであるのに、38年4月から44年3月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、申立期間前後の昭和36年4月から37年3月までの期間及び44年4月から46年3月までの期間に係る国民年金保険料を第1回特例納付及び過年度納付により納付していることが確認できるところ、i) 申立期間の国民年金保険料は、第1回特例納付により納付することが可能であったこと、ii) 申立人は、国民年金に加入した時点（昭和46年9月）において、社会保険庁の記録にある第1回特例納付等により納付した月数では、その後60歳に到達するまで国民年金保険料を納付したとしても老齢年金の受給要件を満たさないにもかかわらず、第1回特例納付後も国民年金保険料を現年度納付していること、iii) 法令上、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとされているにもかかわらず、申立期間直後の44年4月から同年12月までの国民年金保険料が特例納付によ

り納付されていることが確認できることなどから、申立人は、申立期間を含む36年4月から46年3月までの国民年金保険料を第1回特例納付及び過年度納付により納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで

私は、国民年金制度が発足した時に、同居していた夫の次女と一緒に国民年金に加入した。夫の次女は強制加入の対象者であったが、私は、夫が共済組合に加入していたので、任意加入の対象者であったことを理解した上で加入した。申立期間の国民年金保険料については、私が、私と夫の次女の二人分を地元の婦人会に納付していた。昭和 37 年ごろ、「私の年金は、夫の共済か私が加入している国民年金かのどちらか受給額の大きい方しか受け取れない。」と聞いたので、一度、国民年金をやめたが、その後、A市役所で、「納付した国民年金はきちんともらえる。」と聞いたため、42年7月に国民年金に再加入した。

A市役所から、私の過去の国民年金保険料を納付するように通知があり、時期は忘れたが、B出張所で一度にまとめて納付したことを覚えている。その時は、国民年金の加入をやめていた期間の保険料を納付したものだと思っていたが、今回の申立てに当たり、加入していない期間の保険料は納付することはできないこと、及びその時にまとめて納付した保険料は、社会保険庁の記録上、申立期間の保険料として記録されていることを聞いた。

しかし、国民年金に加入していた期間の保険料はすべて婦人会を通じて納付しており、申立期間の国民年金保険料は、重複して納付していると思うので、後からまとめて納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の記録上、第1回特例納付により納付された記録とされているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時に申立人の夫の子と連番で払い出されていること、ii) 昭和37年9月に国民年金の資格を喪失し、42年7月に再加入していること、iii) 申立人の特殊台帳並びに申立人及び申立人の夫の子に係るA市の国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金に再加入した以降の国民年金保険料の納付日は、いずれも申立人の夫の子と同一日となっており、申立人の主張に不自然な点は認められない上、申立人の夫の子の申立期間の国民年金保険料は現年度納付により納付済みとされていること、iv) 申立人は、国民年金の任意加入対象者と理解した上で国民年金に加入し、その後の被保険者資格の得喪届は適切に行っているにもかかわらず、加入当初の申立期間の国民年金保険料を納付していないことは不自然であることなどを踏まえると、申立人は、申立人の夫の子と一緒に申立期間の国民年金保険料を現年度納付していたものとするのが自然である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年10月1日から37年9月25日までの期間において、誤って強制加入者として記録されている上、申立人の特殊台帳によると、申立人は、任意加入者として記録されているが、任意加入者は、制度上、特例納付により納付することができなかったにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が第1回特例納付により納付された記録となっており、申立人の申立期間及びその前後の期間に係る国民年金の記録は適正に管理されていなかったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額について、平成6年4月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年2月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成6年4月1日から7年3月1日まで
②平成7年3月1日から同年8月1日まで

私は、昭和37年にA市のB社に入社し、45年にB社のC工場が設立されたのと同時にC工場に転勤し、B社が事実上倒産した平成7年9月まで役員として勤務していた。

申立期間①については、月額約100万円の給与を受け取っていたのに、社会保険庁の記録によると、平成7年8月9日付けで、私の標準報酬月額が6年4月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが判明した。

申立期間②については、社会保険庁の記録によると、月額約30万円の給与を受け取っていたのに、標準報酬月額が9万2,000円となっていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額を申立期間当時の給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、B社における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までの期間については53万円(上限額)、同年11月から7年2月までの期間については59万円(上限額)であったことが確認できる(ただし、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票では、その当時の「健康保険」の標準報酬月額の上限額である98万円と記録されている。)ところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成7年7月31日)の後の同年8月9日付けで、標準報酬月

額が6年4月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、B社の役員であったとしているが、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が、申立期間当時、B社の役員であったことが確認できない上、B社の元事業主は、「申立人は、C工場の工場長として勤務しており、経理や社会保険の事務はA市の本社で行っていた。当時の申立人の給与は、手取りで約100万円であり、倒産前であったが減額はしていない。申立人の標準報酬月額が引き下げられている経緯については分からない。」としていることから、申立人が標準報酬月額の遡^{そぎゅう}及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成6年4月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年2月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間②については、申立人が「そのころの給与月額は30万円であった。」と主張しているところ、申立人が提出した「平成7年分の所得税の確定申告書（分離課税用）（控）」に記載されている収入金額によると、申立人が主張するとおり、給与額は社会保険庁の標準報酬月額の記録よりも高額であると推認できるものの、当該確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、同庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額とおおむね一致しており、実際の給与額から算出された保険料額ではないことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和24年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月30日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められるとともに、B社の事業主は、申立人が同年8月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月17日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年3月から同年5月までの期間を3,300円、同年8月から同年10月までの期間を2,100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月から25年5月まで

私は、昭和23年5月ごろに勤務していた事業所を退職し、同級生に誘われてB社が所有する「C船」に乗船した。

昭和23年6月ごろから25年5月ごろまでの2年間、C船に船員として勤務していたことは間違いない。

船員手帳はすでに紛失しているが、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和24年3月1日から同年6月30日までの期間については、社会保険庁が保管している船員保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）において、申立人の当時の氏名と同姓同名で、生年月日が同じ者の船員保険被保険者記録が確認できるところ、当該台帳に記載されている船舶所有者のうち、二人の船舶所有者に係る被保険者記録と申立人の社会保険庁のオンライン記録とがおおむね一致していることから、当該台帳の記録は申立人の記録であると認められ、当該台帳に記載されている残りの船員保険被保険者記録（船舶所有

者名はD社、資格取得日は昭和24年3月1日、資格喪失日は同年6月30日、標準報酬月額3,300円と記載されている。)についても申立人の記録であると認められる。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の当時の氏名と同姓同名で、生年月日が同じ者の船員保険被保険者記録(資格取得日は昭和24年3月1日、資格喪失日は同年6月30日、標準報酬月額3,300円と記載されている。)が確認できることから、当該台帳に記載されている船舶所有者(D社)は、A社であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和24年3月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月30日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳及び被保険者名簿の記録から、3,300円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年8月1日から同年11月17日までの期間については、社会保険庁が保管している船舶所有者がB社の社長である船員保険被保険者名簿において、申立人の当時の氏名と同姓同名で、生年月日が同じ者が、同年8月1日に被保険者資格を取得し、同年11月17日に被保険者資格を喪失した旨の記録が確認できる上、申立人が、当時、B社で同僚であったとする4人全員の氏名が確認できることから、当該被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、B社の事業主は、申立人が昭和24年8月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月17日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、被保険者名簿の記録から、2,100円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年6月から24年3月1日までの期間、同年6月30日から同年8月1日までの期間及び同年11月17日から25年5月までの期間については、当該期間において申立人が勤務していたとするB社は、既に全喪しており、当時の事業主及び役員は死亡している上、申立人が覚えている同僚のうち事情を聴取できた二人は、「申立人を覚えているが、勤務していた時期までは覚えていない。」としており、申立人の当該期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、当該期間において、船舶所有者により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和23年6月から24年3月1日までの期間、同年6月30日から同年8月1日までの期間及び同年11月17日から25年5月までの期間については、申立人が船員保険被保険者とし

て当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年8月1日まで

私は、昭和49年1月7日にA社を退職したが、改めて同年2月1日にA社に再就職した。

3か月間の試用期間を経て、昭和49年5月1日付けで正社員の辞令が交付されており、試用期間を含めた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年2月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が所持しているA社に係る同年5月1日付けの辞令により、申立人は、その時点においてA社に勤務していたことが確認できるところ、A社は、「正社員登用時に辞令を交付していた。」としており、当時の事務担当者は、「3か月から6か月程度の試用期間経過後に、正社員に登用された時点で辞令を発行していたと思う。」としていることから、「昭和49年2月1日からA社に勤務し、3か月間の試用期間経過後の同年5月1日に正社員に登用された。」

との申立人の主張に不自然な点は無の上、申立期間及びその前後の期間においてA社に係る被保険者記録が確認できる者の被保険者資格喪失日は1日付けが多いことを踏まえると、申立人は少なくとも同年5月末日までは当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、当時の事務担当者は、「A社では、試用期間を含めて、入社時点で従業員を社会保険に加入させていた。当時は、アルバイトを採用していなかった上、個人の事由等で社会保険に加入させない取扱いはしていなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社の辞令に記載されている基本給月額及び同僚の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和49年6月1日から同年8月1日までの期間については、申立人は、A社を退職した時期を明確には覚えておらず、申立人が覚えている同僚からも当該期間に申立人が勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和49年6月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、①の期間は23万円、②の期間は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年12月1日
②平成17年7月1日

A社から支給された平成15年12月1日及び17年7月1日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び申立人に係る「出勤簿兼賃金台帳」の記録により、申立人は、申立期間①は23万円及び申立期間②は18万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額について、①の期間は10万円、②の期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 15 年 12 月 1 日
②平成 17 年 7 月 1 日

A社から支給された平成15年12月1日及び17年7月1日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び申立人に係る「出勤簿兼賃金台帳」の記録により、申立人は、申立期間①は10万円及び申立期間②は15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに

係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日

A社から支給された平成17年7月1日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び申立人に係る「出勤簿兼賃金台帳」の記録により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月1日

A社から支給された平成15年12月1日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び申立人に係る「出勤簿兼賃金台帳」の記録により、申立人は、申立期間において、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月1日

A社から支給された平成15年12月1日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び申立人に係る「出勤簿兼賃金台帳」の記録により、申立人は、申立期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月1日

A社から支給された平成17年7月1日の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、社会保険庁の記録では、当該賞与の記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び申立人に係る「出勤簿兼賃金台帳」の記録により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成5年12月までの期間及び6年6月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和63年4月から平成5年12月まで
②平成6年6月から9年3月まで

申立期間①については、A社を退職した後、昭和63年4月1日にB町（現在は、C市）役場で、転入手続とともに国民年金の加入手続きを行い、年金手帳をもらったことをはっきりと覚えている。

加入当初の1、2回分の国民年金保険料については、私が納付書で納付し、その後の国民年金保険料については同居していた父親が納付してくれていたはずであるのに、申立期間①が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

申立期間②については、私が結婚した平成8年10月までは、父親が国民年金保険料を納付してくれていたと思うし、結婚後は、妻が私の保険料を毎月納付しており、未納期間は無いはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人及び当該期間の大部分に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、当該期間の大部分に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録上、当該期間は国民年金の未加入期間であり、

国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、当該期間の大部分は国民年金の未加入期間であり、当該期間に係る申立人の母親の国民年金保険料も未納となっており、申立人及び申立人の父親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立期間②のうち平成6年6月から8年9月までの申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び申立期間②のうち同年10月から9年3月までの申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻が、申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の父親は既に死亡しており、申立人の妻は、「婚姻後、申立人の国民年金保険料は自分が納付書で納付してきたが、平成8年度分に係る国民年金保険料の納付書を受け取ったかどうかは覚えていない。」としており、申立期間②に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成8年8月ごろと推認でき、申立人からは、申立人の父親及び妻が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料をさかのぼって一括納付したとの主張も無く、申立期間②当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成7年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年8月から平成7年11月まで

私は、昭和58年8月に会社を退職した後、病気やケガをした時に困らないように、A市役所で国民健康保険の加入手続をし、同時に国民年金の加入手続をした。国民年金保険料については、自宅に送られてきた納付書を市役所に持って行き、窓口で納付していた。

国民年金保険料を納付していたことは確かなので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間については、平成8年1月25日に、国民年金加入期間として記録が追加されていることが確認できることから、当初、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和58年8月ごろにA市役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続をした。」と主張しているが、A市が保管している国民健康保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得したのは、昭和59年7月1日であることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長崎国民年金 事案 574 (事案 462 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 5 月まで

私は、昭和 35 年当時は会社員で、厚生年金保険に加入していたが、父親の強い勧めで国民年金にも加入し、36 年 4 月から国民年金保険料を納付していた。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 21 年 1 月に申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、申立期間において、国民年金保険料を納付していたことは間違いなく、今回、新たに姉及び知人からの国民年金保険料の納付に関する証明書を提出するので、申立期間のうち厚生年金保険加入期間と重複している期間については、国民年金保険料を還付してほしい。また、それ以外の期間については、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、122 か月と長期間である上、社会保険庁の記録上、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 1 月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、同年 2 月から 46 年 5 月までの期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、46 年 6 月 17 日であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず

なかったことから、既に、当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの期間については、委員会の当初の決定後に、社会保険庁が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、同年 1 月 6 日に申立人の旧姓と同じ氏名の者に国民年金手帳記号番号が払い出され、37 年 1 月 17 日に誤認取消されていることが確認できることから、当該記号番号と連番の記号番号が申立人の姉に払い出されていることが確認できることから、当該記号番号は申立人に払い出されていたものと推認される。

また、当時の国民年金手帳の色や国民年金保険料の金額及び納付方法等に関する申立人の記憶は具体的であり、申立人は、当該期間における国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立人は、当該期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 46 年 5 月までの期間については、申立人は、今回、新たに申立人の姉及び知人からの国民年金保険料の納付に関する証明書を提出しているが、その内容に当該期間を納付していたことを裏付ける新たな証言は無く、申立人の姉及び知人は、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していた状況等について明確に覚えておらず、当該期間については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から42年12月まで

私は、結婚した時に義父から国民年金の加入を勧められたので、国民年金に加入することにした。国民年金の加入手続は義父が行ってくれて、申立期間の国民年金保険料は、義父が、義母の分と私達夫婦の分と一緒に納付していたはずである。

申立期間当時は、地区の班長が国民年金保険料を集金し、区長が集金した保険料を取りまとめて、役場に納付していた。

申立期間について、夫と義母は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納となっているのは考えられない。

義父は既に亡くなっており、話を聞くことはできないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和43年8月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の申立人に係る特殊台帳により、昭和43年4月か

ら同年 12 月までの国民年金保険料を同年 12 月に現年度納付し、同年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 45 年 3 月に過年度納付したことが確認できることを踏まえると、申立人の義父は、43 年 12 月に現年度納付により納付することができた同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を一括で納付し、その後は、申立人の夫等と一緒に申立人の国民年金保険料についても納期限内に納付し、45 年 3 月にその時点で納付することができた 43 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付したものと推認され、申立期間の保険料については納付しなかったものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月 29 日から 35 年 5 月 14 日まで
私は、友人の紹介でA社に入社した。当時は一度就職するとなかなか退職できず、昭和 34 年 9 月から 35 年 8 月まで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の直前及び直後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、その当時、当該事業所に勤務していた申立人の兄及び申立期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人が勤務していたことを覚えている者は、申立人の兄を含めて二人しかおらず、その二人も申立人が勤務していた時期までは覚えていないとしており、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを特定できない上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日（昭和 34 年 9 月 26

日、35年5月14日)及び喪失日(昭和34年10月29日、35年8月20日)はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年1月1日から同年12月12日までの期間について、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないことから、当該期間に係る船員保険被保険者記録を訂正することはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和21年12月12日から23年3月1日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から23年3月1日まで

私は、昭和20年12月24日にA学校を卒業後、21年1月にB社に三等機関士として配属され、自宅待機を命じる内容の文書を交付された。当時、本人の希望とは関係なく、卒業生の大部分がB社に配属されたはずである。待機期間中は、船員保険料控除後の給与が送金されていたが、23年2月に別の職場に就職するため依願退職した。同窓生にB社の船員保険加入記録があるのに、私に記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和21年1月1日から同年12月12日までの期間については、社会保険庁が保管している船員保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳。以下「旧台帳」という。）において、申立人と同姓同名で生年月日が異なる者（申立人は大正15年*月*日生まれであるが、旧台帳の生年月日欄には同年2月11日と記載）が、21年1月1日に被保険者資格を取得し、同年12月12日に喪失した記録が確認でき、生年月日が一部異なるものの、旧台帳に記載されているその他の内容（船舶所有者の欄に「B社」、船舶の名称の欄に「予備（予備船員）」、職務の欄に「三キ（三等機関士）」）が申立人の主張と一致している上、標準報酬月額がB社に係る被保険者

記録が確認できる申立人の同窓生とおおむね一致していることから、この記録は、申立人のものであると推認される。

しかし、旧台帳には、脱退手当金の支給記録とその算出事蹟が記載されているとともに、昭和22年度の厚生保険特別会計歳出（船員勘定）の国庫金送金に係る金額氏名表には、申立人が、その当時、自宅待機をしていたというC市にある郵便局に旧台帳に記載されている脱退手当金と同額を送金したことが記載されている上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和21年1月1日から同年12月12日までの期間については、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和21年12月12日から23年3月1日までの期間については、申立人は、「昭和20年12月にA学校を卒業後、B社に三等機関士として配属され、自宅待機を命じる文書を交付された。その後、乗船することなく23年2月末に依願退職した。」と主張しているところ、申立人が氏名を覚えている同窓生3人は、いずれも「申立人は、同窓生で、同じころにB社に配属され、自宅待機を命じられた。」と証言しているものの、自宅待機後は、B社において申立人と一緒に勤務したことはないため、申立人が当該期間にB社に在籍した事実を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の同窓生（105人）で昭和20年4月1日から22年1月1日までの期間にB社に係る被保険者記録が確認できる53人（B社に係る被保険者名簿において記録が確認できる者が40人及び当該名簿において被保険者記録は確認できないものの、オンライン記録上の資格取得の時期からB社に係る記録と推認される者が13人の合計53人。なお、そのうち2人は、その経緯は不明であるが、在学中である昭和20年4月からの記録となっている。）の資格取得日及び喪失日は、それぞれ異なっている上、B社は既に廃止されているため、申立人の当該期間に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできないほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和21年12月12日から23年3月1日までの期間については、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 9 月 1 日に A 社に勤務していた知人の紹介で A 社に入社し、同年 12 月 31 日に退職するまで、製造された商品を B 市内の小売店に卸す仕事に従事していた。申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者としての記録が無いとの回答があった。働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、申立人を当該事業所に紹介した同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の事業主の妻で、かつ、役員であった者及び申立人が従事していたとする部門の責任者であった者は、それぞれ「当社は、正社員のほかに、繁忙期には 100 人近くのアルバイトを採用していたので、申立人のことは覚えていない。正社員であれば記録はあるはずなので、記録が無ければ、申立人はアルバイトとして採用されたと思う。」、「当時、A 社は、正社員のほかに、繁忙期には社員の紹介等により社長が面接してアルバイトを採用していた。申立人のことは覚えていないが、正社員は厚生年金保険に加入させており、アルバイトは 4 か月単位の雇用で、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、申立人を当該事業所に紹介した同僚から申立人と同様に当該事業所を紹介され、申立人と一緒に入社したとする者についても、当該事業所に係る被保険者記録は確認できないことなどから、申立人は、当該事業所にアルバイトとして勤務していた可能

性を否定できない。

また、申立人は、「事業主から新しい被保険者証を渡された。」と主張しているところ、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立期間及びその前後の期間において当該事業所に払い出された記号番号を確認したが、申立人の氏名を確認することはできなかった。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、当時の事業主の妻で、かつ、取締役であった者は、「すべての書類は既に廃棄処分しているため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。」としているほか、申立期間当時、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた10人のうち3人は、いずれも「申立人を覚えているが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかまでは分からない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 21 日から 58 年 5 月 21 日まで

私の厚生年金保険の加入記録について、平成 20 年 6 月に社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が抜けていることが分かった。会社は、B町のバス停から徒歩で約 10 分のC町にあり、向い側にはD学校があった。仕事は、グループ単位で行っており、ホームパーティーを開催するためのアポイントを取るために個別訪問し、アポイントが取れたお宅にて、近所の人たちを集めてホームパーティーを開催していた。このため、仕事が終わるのは、深夜 12 時を過ぎることも珍しくはなかった。当時の給与明細等は残っていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」の被保険者資格取得日(昭和 57 年 3 月 21 日、58 年 5 月 21 日)及び被保険者資格喪失日(昭和 57 年 6 月 21 日、60 年 9 月 21 日)は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名が記載されている欄の備考欄には、それぞれ「57/7㊟」、「60/10㊟」と記載されており、申立人が当該事業所に

係る被保険者資格を喪失した昭和 57 年 6 月 21 日の翌月である同年 7 月及び 60 年 9 月 21 日の翌月である同年 10 月に、その都度、健康保険証が社会保険事務所に返納されたことがうかがえる。

さらに、申立人が所持している国民年金保険料免除申請承認通知書によると、申立期間の大部分を含む昭和 55 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の免除が、55 年 11 月、56 年 7 月及び 57 年 10 月にそれぞれ承認されていることが確認できる上、国民年金に係る申立人の特殊台帳によると、昭和 58 年度の欄に、「申免(4-3)」のゴム印が押された上に納付を意味する「㊟」のゴム印が 4 月から 9 月までの欄に押されていることが確認できることから、申立人は、55 年度から 58 年度までの国民年金保険料について、それぞれの年度ごとに免除を申請し、58 年度についてのみは、その経緯は不明であるものの、免除が承認された後に 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付（なお、昭和 58 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、厚生年金保険加入期間と重複することから、59 年 2 月に還付されたとする記録が確認できる。）したものと考えられる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から28年5月1日まで
私は、昭和25年の年末ごろから28年11月30日まで、継続してA社に勤務していた。

勤務していた期間のうち、昭和26年2月から同年4月までの期間及び28年5月から同年11月までの期間については、厚生年金保険被保険者記録が確認できるのに、申立期間について被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年5月1日であり、申立期間において当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が覚えている複数の同僚は、いずれも当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日（昭和28年5月1日）であることが確認できる。

また、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主の所在は不明である上、当該事業所における被保険者記録を確認できる者のうち事情を聴取できた一人は、「最後の6か月間だけ保険料等を控除され、今さら、どうして控除するのかと思ったことを覚えている。」としており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、当該事業所に勤務していたとする期間のうち、昭和

26年2月1日から同年5月1日までの期間については、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人と同様に28年5月1日にA社における被保険者資格を取得している複数の同僚についても、26年2月1日から同年5月1日までの期間において、B社における被保険者記録が確認できるところ、申立期間において、B社における被保険者資格を取得している者は、申立人を含めて一人も確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 15 年 4 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで
②昭和 24 年 10 月 1 日から 25 年 11 月 1 日まで
③昭和 59 年 8 月 1 日から平成 2 年 12 月 21 日まで

夫の履歴書には、申立期間①はA社に、申立期間②を含む昭和 24 年 10 月から 46 年 8 月まではB社に勤務していたことが記載されている。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②については、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立期間③について、夫は、C社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

夫は既に死亡しており、夫が記載した履歴書以外に資料は残っていないが、申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した履歴書に記載されている職歴と社会保険庁のオンライン記録により確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記録はおおむね一致しており、当該履歴書に記載されている職歴の信憑性^{びょう}が高いことから、申立人が、申立期間①において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①のうち、昭和 15 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 1 日まで

の期間については、労働者年金保険法に基づいて、保険料徴収が開始されたのは17年6月からであるため、当該期間は、年金の支給対象となる被保険者とはなれない期間である。

また、申立期間①のうち、昭和17年6月1日から19年8月1日までの期間については、労働者年金保険法では、工場法の適用を受ける工場、鉱業法の適用を受ける事業所又は工場に勤務する男性労働者（一般職員を除く。）が対象とされているところ、申立人の妻は、「夫がA社で坑内員をしていたかどうかは聞いたことがないが、次に勤務したD社やほかの事業所では、ずっと経理の仕事をしていたと聞いている。」としていることから、申立人は、当該期間において、労働者年金保険法の対象とされない事務職としてA社に勤務していた可能性を否定できない。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当該事業所に係る閉鎖登記簿は既に廃棄されており、当時の事業主及び役員を特定することができない上、申立期間①当時に当該事業所に係る被保険者資格を取得している者はいずれも既に死亡又は所在不明のため事情を聴取することができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人の履歴書によると、申立人はB社に勤務していたことになっているが、申立期間②において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる申立人の同僚は、「申立人は、昭和24年8月下旬にB社に入社したが、直ちに、B社と事業主が同じであったE社という事業所に勤務し、1年数か月後に、再びB社に勤務するようになった。」と証言しており、申立人は、少なくとも申立期間②の一部において、B社とは別の事業所に勤務していた可能性を否定できない。

また、社会保険庁の記録上、E社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和25年9月1日であり、申立期間②のうち24年10月1日から25年9月1日までの期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、B社の現在の事業主は、「当時、当社は会社を設立した後、しばらくしてから厚生年金保険の適用事業所となったが、その時に在籍していた従業員については、全員、その時から厚生年金保険に加入させたはずであり、それ以前については、給与から保険料は控除していないと思う。」としている。

さらに、社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の被保険者原票の資格取得日（昭和25年11月1日）は、オンライン記録と一致している上、申立期間②及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

申立期間③について、申立人が、申立期間③においてC社に勤務してい

たことは、雇用保険の加入記録及び当時のC社の会長及び前会長の証言から確認できる。

しかし、社会保険庁の記録上、C社は、昭和59年8月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが確認できる上、C社の会長及び前会長は、「C社の経理関係等の業務は、申立人がすべて行っていた。」としており、申立人は、申立期間③のうち、同年8月11日から平成2年12月21日までの期間について、C社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことを承知していた可能性を否定できない。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間③及びその前後の期間に整理番号の欠番は無い。

このほか、すべての申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年4月5日から26年6月5日まで
②昭和28年5月1日から同年5月16日まで
③昭和28年6月1日から31年10月1日まで
④昭和31年10月1日から32年2月1日まで
⑤昭和32年2月1日から同年7月31日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③から⑤まではC社にそれぞれ勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②、③及び⑤については脱退手当金が支給済みとされており、申立期間④については被保険者記録を確認することができなかった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った覚えは無いし、C社には昭和28年6月から32年7月まで継続して勤務していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤については、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる旧台帳)に、脱退手当金の支給記録が記載されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和32年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認めら

れない。

また、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間④については、申立人は、「昭和 28 年 6 月から 32 年 7 月まで継続してC社に勤務していた。」と主張しているところ、申立期間④にC社に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取したが、申立人が申立期間④においても継続して勤務していたことを推認することはできなかった。

また、当該事業所が作成した名簿には、厚生年金保険被保険者資格取得日等が記載されており、それによると、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日並びに標準報酬月額は、おおむね社会保険庁の記録と一致している上、社会保険庁の記録によると、申立人が昭和 32 年 2 月に被保険者資格を再取得したときの標準報酬月額は、31 年 10 月に被保険者資格を喪失したときの標準報酬月額と比べるとおおむね半分の額となっており、32 年 2 月に当該事業所に係る被保険者資格を取得した他の従業員の標準報酬月額とほぼ同じ水準となっていることが確認できることから、申立人は、31 年 10 月に当該事業所を退職後、32 年 2 月に改めて当該事業所に入社した可能性も否定できない。

さらに、当該事業所は、「申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては不明である。」と回答している上、申立期間④において当該事業所に係る被保険者記録を確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間④において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月24日から35年2月24日まで
私は、昭和29年にA社に入社し、35年2月にA社を退職するまで継続して勤務しており、A社B工場で勤務していた33年5月20日に厚生年金保険に加入した。

「ねんきん特別便」により、昭和33年10月から35年2月までの期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことが分かったが、当該期間中に会社を辞めたことも長期休暇を取得したことも無く、A社に係る厚生年金保険の加入記録が、わずか5か月間しか確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に、申立期間も含めて継続して勤務していたことは、当時の上司及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格喪失状況を見ると、昭和32年9月から33年10月までの期間のうち同年9月及び10月を除く期間は各月1人から18人、翌34年9月は1人及び同年10月は4人が被保険者資格を喪失しているのに対し、33年9月は26人及び同年10月は

32人が被保険者資格を喪失していることから、33年9月及び同年10月は、他の月と比べて多数の者が被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人と同じ同年10月及びその直前の同年9月に資格喪失した者のうち事情を聴取することができた2人は、申立人と同様に、「被保険者資格が喪失されたところに退職したことや長期休暇を取得した記憶は無く、A社に係る被保険者記録が確認できない期間についてもA社に継続して勤務していたので、同資格を喪失した理由は分からない。」としていることから、その経緯は不明であるものの、当該事業所は、何らかの事情により、申立人に係る被保険者資格を喪失させた可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格喪失日（昭和33年10月24日）はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、当時の同僚及び申立期間において当該事業所に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。